

令和7年度豊田市成年後見・法福連携推進協議会 第1回会議 議事録

日時 令和7年6月25日（水）午後3時から午後5時

場所 豊田市役所東庁舎6階 東65会議室他一部ZOOMを活用したオンライン会議

出席者（委員）※敬称略

【会長】松山剛久（愛知県弁護士会）、【副会長】川上明子（愛知県司法書士会）、工藤明人（愛知県社会福祉士会）、杉村龍也（愛知県厚生農業協同組合連合会豊田厚生病院）、山地香代子（豊田市基幹包括支援センター）、阪田征彦（豊田市地域自立支援協議会）、鈴木満（豊田消費生活センター）

欠席者（委員）※敬称略

榎本康宏（豊田加茂医師会）

オブザーバー ※敬称略

小川彩子（名古屋家庭裁判所岡崎支部 主任書記官）、野村奈都子（同裁判所書記官）

事務局（豊田市、社会福祉法人豊田市社会福祉協議会）

次第

- 1 開会・福祉部長 挨拶
- 2 豊田市成年後見・法福連携推進協議会及び令和7年度の進め方について
- 3 委員委嘱及び会長、副会長選出について
- 4 議事
 - (1) 令和7年度とよた権利擁護推進シンポジウム開催について（報告）
 - (2) 第2次豊田市成年後見制度利用促進計画の基本的な考え方について（協議）

議事録（要旨）

- 1 開会・福祉部長 挨拶
 - ・福祉部長挨拶：今年第1回の開催。今年度と来年度委員を務めてもらう。今年から始めての方は忌憚のない意見をもらえればと思う。最近では、医療と介護の連携では、身寄りのない方や認知の方等へのACP（尊厳を守る、気持ちによりそう）が特に重要視されているように感じる。この会議で議論してもらったことが、成年後見の計画に反映される。重要な分野のため、忌憚のない意見をもらいたい。地域福祉計画は地域福祉の基盤となる計画。来年度からスタートするが、成年後見の計画も溶け込む形、一体となる形、重要な計画の策定プロセスの会議である。
- 2 豊田市成年後見・法福連携推進協議会及び令和7年度の進め方について（事務局より、本資料3～4ページ・別添資料1を説明）

- 3 委員委嘱及び会長、副会長選出について
(事務局より、席次表・本資料5ページを説明)

4 議事

- (1) 令和7年度とよた権利擁護推進シンポジウム開催について(報告)
(事務局より、本資料6～9ページ・参考資料1を説明)

【意見】

○工藤：シンポジウムに参加した。感想として、金融機関がシンポジストとして参加していたのが、印象的であった。後見活動の中では壁になりがちな金融機関を巻き込めたのは良いこと。

→社協：豊田信用金庫からは、制度が完成してからどうですかと提案するのではなく、制度が完成する前(制度設計時点のワークショップ等)から巻き込んでもらえると良いのではないかとの意見をいただいた。様々な機関との地域連携ネットワークが必要になるため、そういった視点も入れながら進めていきたい。

○松山：制度設計時点のワークショップについて詳細は。

→社協：資料はないため、口頭で説明する。身寄りを頼ることができない方の支援について、市と連携して社会福祉協議会でワークショップを開催。昨年10～12月の間に月1回ずつ合計3回。

参加者としては、実人数106名、延べ人数214名で、弁護士、司法書士、包括、ケアマネ、障がい相談、葬儀会社、金融機関、障がい当事者、高齢者クラブ、障がい者親の会等が参加。身寄りを頼ることができない人の課題(入院入所時の手続き、死後事務等)を出しながら、支援策を検討した。

○杉村：市民後見人の啓もう活動は大切であると感じる。講座を行ったことで、市民後見人の参加人数等は増えたか。

→社協：昨年度からシンポジウムの形を取り始めた。昨年度のシンポジウムには296名が参加し、市民後見人養成講座は81名の申込みがあった。今年度のシンポジウムには299名が参加し、市民後見人養成講座は募集中ではあるが、現時点で37名の申込みがある。非常に多くの方に参加いただいております。肌感覚としては、シンポジウムで啓発したことで効果があると感じている。

- (2) 第2次豊田市成年後見制度利用促進計画の基本的な考え方について(協議)

- ①(事務局より、資料10～22ページ・別添資料2説明)

【意見】

○工藤：「担い手不足」について、豊田市では、となりの・社協が法人後見を実施しているが、民間の事業所等の動きはあるか。

→市：市や後見センターが把握している範囲の情報だが、御指摘の2法人以外

で、市内で法人後見の動きはない。担い手が増える方向であれば、必要な情報提供等をしながら、協力をする事は可能。

○杉村：病院でいうと、入院の回復過程で、後見制度を使えるかどうかが変わってくるため、結サポートが広く使えると良い。マンパワーにも限りがある中で、キャパシティはどのように考えているか。

→社協：成年後見制度は終わりがある制度との議論がされてきている中で、継続的に福祉の枠組みで受け入れる仕組みが必要とのことで、市と社会福祉協議会で検討してきた。身寄りを頼ることができない人は推計値で、65歳以上の市民は4,000人、75歳以上の市民は2,000人、そのうち孤独孤立を感じているのは400人となっている。キャパシティの想定としては、この400人をターゲットとし、多機関と協働しながら支援ができるような形で考えている。

○杉村：病院の現場で困っている声も拾っていただいている。他市町村と比べ、現場目線で見ると豊田市はやりやすくなったと思うが、家のペットの問題で入院を断る人もいる中で、その補完をできると良いと思う。現場では想定していないことが起きるため、結サポートでカバーできる範囲を、事例に合わせて検討・協議してもらいたい。個別で対応すること、共通項で揃えること、等といった区分けはありながらも、広い範囲で支援ができる形があると良い。

→社協：ワークショップでは、身寄りを頼ることができない人の課題を議論してきた。現時点で、結サポートですべての課題を解決しているわけではない。ワークショップで挙げた入居時の緊急連絡先も確保や、入院入所時等のペット問題等は今後も検討が必要である。今検討をしている「入院・入所・日常生活・死後」のスキームで、各団体と連携を取りながら実施を進めていく中での課題や解決できていない課題をどうクリアしていくか考える会議体を通して、ステップアップしていけたらと思っている。

○松山：キャパシティが問題になることの想定は。

→社協：愛知県でいうと名古屋市等、高齢者終身サポート事業を先駆的に取り組んでいる他市町村もある。事例としては、日常生活の場面、入院入所時、死後等に社協職員が直接動いて支援をする形。職員1人あたりの対応可能件数としては30件程と聞いている。職員だけで動くとなるとマンパワー不足によるキャパシティが問題になる。そのため、各団体と連携をしながら、その30件程のキャパシティを打破し、目標値としては、孤独孤立を感じている400人の数字を目指していく。

○山地：身寄りがまったくない高齢者／身寄りが頼れない高齢者について、配食サービスやデイサービス利用時等には緊急連絡先を記載する必要がある。遠方に身寄りがいる場合や近所、友人等がいる場合は、その人達に緊急連絡先をお願いすることもできるが、そうでない人はサービスが受けられない。結サポートの中で、緊急連絡先として記入ができるか、補えるものがあるか。

→社協：配食サービス等における緊急連絡先については、結サポートでは対応していない。本来、入院入所時等や施設入所時には、厚労省の通達では身元保証を求めてはいけなくなっているが、現状では求められている状態。そういった場面では、社協や社会福祉法人に連絡をしてもらって良い体制を取っているため、場面によっては対応できるものもある。緊急連絡先については、入居時も含め今後の検討材料の一つ。

○松山：結サポートでできること・できないことを啓発していく必要がある。

○阪田：感想として、「豊田市ならでは」が進んできたように思う。自分の立場で何ができるか考えられることが増えるため、こういう場を持ってもらえることが大切であると感じる。

○川上：結サポートの実施状況について。

→社協：とよた権利擁護推進シンポジウムで、結サポートの説明もしたところ、これまでは本人からの相談であったのが、包括やケアマネからの相談も増えてきた。あくまでも本人と社協の契約のため、本人の理解のもとではあるが、相談件数自体は増えている状態。現時点では、シンポジウムのみでの周知のため、チラシを作成中。チラシができあがったら、包括会議や自立相談支援の会議、ケアマネ交流会等に回っていきたい。現状として、来月初旬に2件程契約ができるよう進めている。

②（事務局より23～26ページについて説明）

【意見】

○杉村：

・名古屋刑務所に年数回行くことがある。受給者の中には、IQの低い人も多い。刑期が決まっているため、今までは出る日に合わせての支援がされていなかったものの、今では社会復帰支援にも力を入れているが、刑務所の中でしか支援ができないので、支援のバトンを誰かが貰う必要がある。IQの低い人も多いため、成年後見制度等が必要な人も多い。再犯してしまう人は、生きる術を知らず、生きづらさを感じてぶつかってしまうことが多いため、そういった方々が適切に成年後見制度を利用できるような支援を検討することで、再犯防止にもつながっていく。

・また、精神科につながっていない人も多いため、保健所、精神科の病院等と上手く連携して一体的に協力できる体制づくりがあると良い。

・意思決定支援の背景には、生活ができる環境を整えることも課題。どうしたら上手く生活ができるかを支援できる形の権利擁護、意思決定支援ができると良い。権利擁護を広くとらえてもらう計画になったら良い。

・日常生活自立支援事業が人員配置により、上手く活動できない話もある。人員がいないとサービスにはつながらないため、権利擁護基金も活用できると良い。

- 市：広く権利擁護をとらえるべきとの意見について、その通り。再犯防止の具体的な支援の中でも、受任調整会議で後見人が必要と判断したケースはある。本人がどういうことを実現したいのか、何故罪を犯してしまうのか等といった、障がい面でのアプローチは再犯防止との関連は強く、制度利用との連携も必要。保健所との連携については、重層的支援体制の中にも含まれているため、計画を一体的に作っていく中で有機的に結びつくようにしていきたい。
- 社協：生活困窮者自立支援事業との連動も見据えながら、生活の基盤を整えた上で、意思決定支援を行う2段階考えしていきたい。権利擁護基金については、これから整備が必要ではあるものの、資力がない人へ対応できる基金であるべきと考えている。
- 福祉部長：再犯防止計画のポイントとしては、入口と出口の支援をしっかりとしていくこと。関係機関とのネットワークを作りつつあるが、具体の事例も積み上げながら対処していけたらと思っている。
- 阪田：事例紹介。何十年もホームレスで再犯を繰り返し、最終的には放火。グループホームに入って仕事もできるまで支援をしたが、何日か経つといなくなり、もともとホームレスをしていた場所に戻っていった。「戻ろう」と言う素直に「うん」と言うが、本音ではなく、障がい特性で言えない。具体的な事例をもとに課題を見つけて、次に展開していくことが必要。
- 川上：前から言われていることではあるが、成年後見人の担い手不足の問題。豊田市の司法書士もなかなか会員数は増えない状態であり、1人あたり10件を超えてくると大変。課題は1年で解決することも多く、リレー方式で後見センターと連携しながらやっているが、福祉もシステムチックになっていく必要がある。例えば、受任時に事務所に近い案件を選ぶこと、等を後見センターとも連携してやっていけたらと思う。また、複数受任へ徐々にシフトしていければ、司法書士が受ける案件（相続や財産管理）は特化し、意思決定支援等は市民後見人や後見センター、という形を取ることできる。司法書士が1年で離脱してもスムーズにこれまでの生活をしていける。
- 社協：専門職と市民後見人のダブル受任を2件実証している。成年後見制度が終わる制度になってくることを踏まえると、ダブル受任を進めていくことも検討していきたい。市民後見人の活躍支援という意味でも必要。
- 市：ダブル受任は、フロー等についても再度議論をした上で、家庭裁判所にも共有するプロセスが必要。
- 阪田：担い手不足については、限界にきているところもある。すべてを後見制度で対応するのではなく、自分のことを自分でやれるように促すような相談支援の質（見立て力等）を高めていく必要もある。1人の対象者を1人の支援者で支えるのではなく、複数で支えることを仕組みとして整えると良い。
- 市：成年後見制度だけではなく、他の制度も組み合わせながらの支援の検討

が必要、との指摘を踏まえた上で整理をしていきたい。複数人対応についても、役割分担や受任フローを見直していくことも必要。

○山地：包括職員のスキルアップとして、研修をやり始めたのは平成31年度から。包括向けだけではなく、ケアマネにも合同研修という形で実施し始めている。ケースを実際に行う中で学んでいくこともあり、1人でケースを抱えると大変なのはその通りで、包括としても複数人対応をしている。包括間の違いや配慮に応じて受け止めて対応している。「一次窓口（総合相談支援機関）を機能させていく」との記載があるが、どこまでが該当する機関になるか。

→市：対象者は困ったことがあったら、専門の窓口や近くの窓口相談に行く。重層的支援体制の包括的相談支援事業の機関（相談を受け止める機関）であれば、すべて含まれるとの認識。研修の共有や事例の積み重ねについても継続しながら、複数人対応の体制や仕組みを位置付けていく。

○阪田：成年後見制度利用促進計画ではあるが、利用促進を進めていくではなく、権利擁護として捉えていった方が良いと思う。

→市：法律上は市町村計画を作成とあるのみで、名称は決まっていない。ご意見を踏まえて、名称について検討したい。

③（事務局より27～28ページについて説明）

【意見】

・ 特段意見なし。

・ オブザーバー（小川）感想：豊田市は市民後見人の育成・支援・社会福祉連携法人において先進的な取り組みをしている。西三河地区の担い手不足解消にもつながるため、可能な範囲で他市町村に情報共有をしてもらえると良い。